

契約手続

総管 1 0 0 1 0 2

2007年10月1日

基本編

(略)

特定調達編

(趣旨)

第27条 本編は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、会社の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第28条 次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 物品等

動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

(2) 特定役務

改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（本手続において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

(3) 調達契約

物品等又は特定役務の調達のために締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

(4) 一連の調達契約

特定の需要に係る一の物品等又は特定役務又は同一の種類の上記の物品若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(5) 調達価額

当該物品等、特定役務又は建設工事の調達に係る予算額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をいう。

(適用範囲)

第29条 会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る調達価額（物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の調達価額の総額とし、12月を超える場合であって、当該期間の定めがある場合は1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の調達価額×定め月数による額（物品等の借入に係る調達契約は、これに借入期間満了時における当該物品の見積残存価額を加えた額）、契約期間の定めがない場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の調達価額に48を乗じて得た額とする。）が、別に定める区分に応じ当該各号に定める額以上であるものに関する事務について適用する。

2 前項の調達価額は、調達契約に関し、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその調達価額が定められている場合においては、当該調達価額に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合においては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の調達価額の合計額とする。

(参加のための条件)

第30条 契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(供給者登録制度)

第31条 供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、契約責任者は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第32条 契約責任者は、審査については、随時に行わなければならない。

(環境に関する技術仕様)

第33条 契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技

術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
 - (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
 - (3) 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。
- 2 契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(補助金利用の確認)

第34条 契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第35条 次のいずれかに該当する場合に限り、随意契約によることができる。

- (1) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利の保護と関連を有するもの又は技術的理由により競争が存在しないため、特定の供給者によってのみ供給されるとき
- (2) 既に調達した物品等（以下「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき
- (3) 会社の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をするとき
- (4) 既に契約を締結した建設工事（以下「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い理由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなけりばならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る調達価額に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき

- (5) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事を調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約を特定調達手続により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る公告又は公示において、この号により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- (6) 緊急の必要により競争に付することができない場合
- (7) 事業協同組合、事業共同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき
- (8) 一般競争又は指名競争による場合において、競争に付しても入札がないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき又は行われた入札が馴れ合いによるとき若しくは入札に関する条件に合致しないものであるとき。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。
- (9) 落札者が契約を結ばない場合において、落札金額の制限内での契約を締結するとき
- (10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物件の買入れ又は借り入れの場合にあっては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。）

（適用除外）

第36条 本編は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

なお、この場合、事前に本社の契約責任者の承認を得なければならない。

- (1) 商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるための調達契約
- (2) 会社が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する調達契約
- (3) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスのうち、独立して調達される場合の次のサービスの調達契約
 - ア 建築設計サービスの実施設計サービス
 - イ 契約監理サービス
 - ウ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザ

イン・サービス、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

エ 建設及び設置公示段階におけるその他のエンジニアリング・サービス

(4) その他会社に適用される国際約束において当該国際約束の適用範囲から除外されている物品等又はサービス

附 則

この手続は、2007年10月1日から実施する。

(略)